

京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月

京田辺市

京田辺市教育委員会



※本プロポーザルは、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算の成立前に準備行為として実施するため、予算が成立しなかった場合は無効となる。また、契約は予算成立後の締結となるので、十分注意の上で応募すること。

## 1 目的

本実施要領（以下「本要領」という。）は、京田辺市立学校施設等において、以下に示す事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2 用語の定義

本要領において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

2-(1) 「応募予定者」とは、本プロポーザル参加申込の応募を予定する事業者及びグループを意味します。

2-(2) 「応募者」とは、「7 参加表明書等の提出」を行った事業者及びグループを意味します。

2-(3) 「グループ」とは、複数事業者の共同体を意味します。

2-(4) 「審査委員会」とは、本事業のプロポーザル審査を目的として設置される「京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業公募型プロポーザル審査委員会」を意味します。

## 3 事業概要

3-(1) 事業名称

京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業

3-(2) 業務内容

京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、本プロポーザルで選定された提案書を基に、同優先交渉権者と京田辺市による協議により整え、確定させた仕様書によるものとします。

3-(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3-(4) 対象施設

別表1のとおり

3-(5) 対象照明器具の数量

7, 391台

上記台数は提案・審査用であり、最終的な数量は現地調査及び詳細設計を基に作成された実施計画書を本市が承認することにより決定します。

3-(6) 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）

※本事業は、財源として学校施設環境改善交付金及び補正予算債の活用を予定しています。補助要件を考慮して提案してください。

3-(7) 提案上限額

223, 575, 000円

※上記金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

※価格提案の金額が上限額を超過している場合は「13 失格事由」の「④」に該当するものとみなし、失格とします。

4 募集スケジュール（予定）

本プロポーザルは、次表の日程で行う予定です。全て令和8年の日付とします。

項目	年月日
実施要領等の公表	2月19日（木）
資料請求の受付	2月27日（金）17時 受信分まで ※受付は電子メール（以下「メール」という。）のみとし、電話や窓口での対応はお断りします。
質問書の提出期限 (様式1)	3月3日（火）受信分まで ※受付はメールのみとし、電話や窓口での対応はお断りします。 ※件名は「(質問) 京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業」としてください。
質問書に対する回答	3月5日（木）17時までに順次回答します。 ※回答は質問者を特定できる情報を除いた上でホームページにおいて公表し、個別回答は行いません。 ※回答は本要領と一体のものとして効力を有します。
参加表明書の提出期限	3月6日（金）17時まで
参加資格審査結果の通知	3月10日（火）17時までに審査結果を担当者宛にメールにて通知。
施設見学	3月11日（水）から3月19日（木）まで

項目	年月日
企画提案書の受付期限	3月24日（火）17時まで ※事務局へ事前に連絡調整を行い、持参してください。郵送又はメールでの提出は不可。
プレゼンテーション審査	3月30日（月） ※審査時間は、事務局が指定します。
優先交渉権者の選定、現地調査及び詳細設計、仮契約締結	4月
本契約締結	6月末 ※本契約については、議会承認が必要です。

## 5 応募条件等

### 5-(1) 応募者

- ① 本業務を遂行する能力を有する事業者及びグループとします。
- ② グループにより応募する場合は、統括役割を担う代表者を1社選定してください。
- ③ 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明らかにすること（参加表明書の提出後においては、原則として応募者の構成員の変更及び追加は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じ、本市がこれを認めた場合はこの限りではありません。）。

### 5-(2) 応募者の役割

応募者は、単独の場合は次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとします。

なお、一の構成員が複数の役割を担うことができるものとします。

- ① 統括役割  
本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
- ② 調査役割  
現地調査及び詳細設計に関する業務及び監理に関する業務を担う。
- ③ 機器調達役割  
LED照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。
- ④ 施工役割  
施工に関する業務を担う。

### 5-(3) 応募者の資格

応募者はその役割に応じて、次に掲げる資格要件を満たしてください。

- ① 共通要件

本市の競争入札参加資格者名簿に登載若しくは登載が予定されていること又は次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 本要領公表の日から契約締結までの間において、京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

ウ 民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立て及び、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

エ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人又はこれらに準じる者でなく、かつ、京田辺市暴力団排除条例（平成25年京田辺市条例第20号）第12条に規定する措置要件のいずれにも該当しない者であること。

カ 本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出していない者であること。

キ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

ク 事業所及びその代表者が直近1年間の所得税、法人税、市町村民税を滞納していないこと。

ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

コ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命じられていないこと。

## ② 統括役割

ア 本市の競争入札参加資格者名簿に登載又は登載が予定されていること。

イ 京都府内に本店又は支店・営業所を有している者であること。

## ③ 調査役割

ア 省エネルギー効果を計測・検証することができるものであること。

イ 国又は地方公共団体の公共施設におけるＬＥＤ化の調査実績があること。

④ 機器調達役割

ア 照明器具製造企業、代理店、照明器具販売店のほか、使用する機器を適切に調達できるものであること。

⑤ 施工役割

ア 京都府内に本店又は支店・営業所を有している者であること。

イ 建設業法第3条第1項の規定により、電気工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。

ウ 建設業法第26条に基づき、監理技術者等を配置できること。

5-(4) 参加に関する留意事項

① 費用負担

本プロポーザルに関する一切の費用は、応募者の負担とします。

② 提出書類の取扱い

提出書類は返却しません。また、提出書類については、京田辺市情報公開条例（平成10年6月22日条例第12号）第9条各号に掲げるものを除き情報公開の対象となります。

③ 著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、本市は提案の審査及び契約執行のため必要な範囲で、提出書類の全部又は一部を使用又は複写できるものとします。

なお、応募者が市と本事業に係る契約を締結し、受注者となった場合、その著作権は市に帰属することとします。

④ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。

⑤ 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業への応募に係る目的以外で使用してはなりません。また、応募者は提供された資料のほか、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

⑥ 複数の応募者の構成員となることの禁止

一応募者のグループ構成員は、他の応募者のグループ構成員となることはできません。

⑦ 提案数の制限

一応募者、一提案のみとします。

⑧ 市内事業者との連携及び京田辺市の地域経済への寄与

応募者は、既存設備の撤去工事、LED設備の設置工事、維持管理及び資機材等の手配において、可能な限り京田辺市内事業者との連携に努めてください。

⑨ グループ構成員の変更

参加申込書提出後のグループ構成員の変更は市と協議の上、承諾を得た場合のみ可能とします。

⑩ 提出書類の変更禁止

参加申込書提出後の提出書類の変更は禁止とします。ただし、参加資格審査又は企画提案書の審査に影響があるような著しく不明瞭な表示や脱漏があり、市が再提出若しくは差替えが必要と判断した場合は、この限りではありません。

⑪ 提出書類の虚偽

提出された書類の内容に虚偽があると審査委員会が判断した場合は、失格とします。

## 6 資料の配布

6-(1) 本要領を補足する資料（施設台帳、照明リスト）は、資料配布申込書（様式1）の提出を行った応募予定者に対してのみ配布します。希望する事業者は、令和8年2月27日17時までに事務局宛に同書をメールにて提出してください。

6-(2) 資料は全てデータ（PDF形式等）を添付したメール送付による提供とし、窓口での紙及びUSBやCD-R等の記録媒体による配布は行いません。

## 7 参加表明書等の提出

本事業への参加を希望する場合は、次により参加表明書等を提出してください。

7-(1) 作成

参加表明書等は以下の事項に準じて作成してください。

書類内容	様式
参加表明書	2－1
グループ構成表	2－2
会社概要書（グループ構成事業者含む）	2－3
役員名簿	2－4
業務実績調書	2－5
建設業の許可証明書の写し	－

また、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない業者については、以下の書類を提出してください。

個人	法人
住民票等住所がわかる証明書	商業登記簿謄本 (現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可)
消費税等納税証明書 (その3又はその3の2)	消費税等納税証明書 (その3又はその3の3)

※発行後3か月以内のものであること（写し可）

#### 7-(2) 提出書類作成要領

##### ① 参加表明書（様式2－1）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成する。

##### ② グループ構成表（様式2－2、グループで参加の場合のみ）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（統括役割、調査役割、機器調達役割、施工役割）を明確にする。また、全ての構成員の間に交わされた契約書又は覚書等の写しを添付すること。

##### ③ 業務実績調書（様式2－5）

グループで参加する場合は、統括役割の実績を記載すること。

様式に従い、以下の項目を網羅した過去5年間のE S C O事業又は照明設備L E D化事業の実績表を提出すること。また、事業実績を確認できる書類（契約書等の写し）を添付すること。

ア 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること。

イ 発注者：発注者名を記入すること。

ウ 受注形態：単独またはグループの別を記入すること。

エ 契約金額：消費税等相当額を含む総額を千円単位で記入すること。

オ 契約年月日：契約締結日を記入すること。

カ 契約期間：契約始期及び終期を記入すること。

キ 施設概要：施設の主な用途、構造、規模を記入すること。

ク 主な契約内容：契約種別（E S C O事業、工事、リース等）、L E D設置台数、事業内容などを記入すること。

#### ④ 建設業の許可証明書の写し

施工役割を担う構成員は、建設業法第3条に規定する電気工事に係る建設業許可証の写しを添付する。

#### 7-(3) 提出方法

提出書類の種類ごとにインデックスタブを付した仕切り紙を挟み、A4縦長紙ファイルに綴じたもの1部を持参又は郵送により事務局まで提出してください。

#### 7-(4) 内容の変更

参加表明書提出後の内容の変更は認めません。

#### 7-(5) 参加表明の取り下げ

本事業への参加表明書を提出したものの、事業者の都合により企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出してください。

### 8 参加資格審査

8-(1) 事務局は、本要領に基づき提出された参加表明書により、応募者の参加資格を審査し、当該審査の完了後、令和8年3月10日17時までに審査結果を応募者全員（グループの場合は代表者）に対して、参加資格審査結果をメールにて通知します。

8-(2) 参加資格審査時点で参加資格を満たしていても、その後、「5-(3) 応募者の資格」を満たさなくなった場合は、当該応募者に対する以降の審査を中止します。

### 9 施設見学

9-(1) 資格審査の結果、参加を受け付けた旨の通知を受けた事業者のうち希望者を対象に、施設見学の期間を設けます。

希望者は事務局に申出てください。

9-(2) 施設見学期間は、3月11日から3月19日（土・日・祝日除く。）までとします。見学時間は、各日とも10時から16時までとします。希望者へ学校連絡先と担当教職員をメールしますので、見学を希望する学校に直接日程調整を行ってください。なお、学校行事等のため、期間内であっても見学を受け付けない場合がありますので、ご留意ください。

9-(3) 施設見学への参加者は5名以内としてください。

9-(4) 見学の際、市職員及び教職員は同行しません。当日は学校運営に支障が無いよう、希望する箇所の見学を各自で行ってください。なお、教職員から指

示があった場合は、それに従ってください。

9-(5) 見学は既設照明器具の設置状況の確認のみとし、器具寸法の測定等の調査はできません。なお、写真の撮影は可としますが、教職員から指示があった場合はそれに従ってください。

## 10 企画提案書の提出

参加資格審査において参加資格を満たし、参加を受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となります。

### 10-(1) 企画提案に係る条件

① 「3-(7) 提案上限額」の範囲内で、可能な限り低廉な金額で実現すること。

② 既設照明の年間電力使用量及び年間電気使用料金をもとに、本事業によりどのような事業効果が期待されるのかを提案すること。

なお、事業効果の計測・検証については、「官庁施設におけるE S C O事業導入・実施マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）」で示すオプションAとし、使用電力量の実測は行わず、既存の照明器具と更新するLED照明器具との比較により算出される年間電力使用量の削減量及び年間電気使用料金の削減額をカタログデータ等で机上計算を行う。

③ 令和9年1月31日までに対象施設の照明設備のLED化を完了させ、令和9年3月31日までに本市の完了検査に合格すること。

### 10-(2) 作成

企画提案書は以下の事項に準じて作成してください。

書類内容	様式
企画提案書兼誓約書（表紙）	4-1
電力使用削減量等総括表	4-2
総事業費算出表	4-3
照明リスト	—
使用照明器具提案書	4-4
工事施工に関する提案	4-5
施工監理に関する提案	4-6
業務体制表	(任意様式)
業務工程表	(任意様式)
市内事業者との連携及び地域経済への寄与	4-7
追加提案や独自のノウハウ	4-8
価格提案書	4-9

### 10-(3) 提出書類作成要領

#### ① 電力使用削減量等総括表（様式4-2）

電力使用削減量は「照明リスト」中、「削減効果算出シート」で算出した数値をそれぞれ対応する箇所に転記する。なお、着色されていないセルには、初期値又は数式が入っているため、変更しない。

#### ② 総事業費算出表（様式4-3）

「照明リスト」中、「直接工事費算出シート」で算出した直接工事費の合計を転記するとともに、その他経費等を記載し、総事業費を算出すること。

#### ③ 照明リスト

施設別の電力使用削減量、直接工事費を算出すること。入力方法は、ファイル内の「作業要領」を確認すること。

#### ④ 使用照明器具提案書（様式4-4）、（様式4-4（2））

様式4-4には、「照明リスト」に記載した採用予定のLED照明器具の型番及び消費電力を記載した一覧表を作成する。また、これらを確認できる機器仕様図等を添付し、主な照明器具の選定理由や特徴等を記載すること。

#### ⑤ 工事施工に関する提案（様式4-5）

品質管理、安全管理、緊急時対応等に関する留意点とその対策等について記載すること。

#### ⑥ 施工監理に関する提案（様式4-6）

工程管理、学校管理者との調整等に関する留意点とその対策等について記載すること。

#### ⑦ 業務体制表（任意様式）

業務の実施体制（配置人数、経歴・経験、業務分担等）を記載すること  
グループとしての応募者については、役割ごとの実施体制を記載すること。

#### ⑧ 業務工程表（任意様式）

本業務の工程表を記載すること。

#### ⑨ 追加提案や独自のノウハウ（様式4-8）

追加提案や独自のノウハウがあれば、具体的に記載すること。

### 10-(4) 提出方法

提出書類の種類ごとにインデックスタブを付した仕切り紙を挟み、A4縦長紙ファイルに綴じたもの11部（正本1部・副本10部）を持参により事

務局まで提出してください。

※事務局へ事前に連絡調整を行い、持参してください。郵送又はメールでの提出は不可。

※押印は正本のみとしてください。

#### 10-(5) その他

提出された資料及び提案内容において、明らかに他自治体等への提出目的のために作成されたと認められる文言、内容であると判断され、その程度が著しく多いものは、審査委員会における判断により、極めて不誠実と認める「13 失格事由」の「⑤」に該当する行為として失格になる場合があります。

### 11 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査は、以下のとおり実施します。

#### 11-(1) 日時（予定）

令和8年3月30日とし、提案事業者に電子メールにより個別に連絡します。応募者の都合による変更は出来ません。

#### 11-(2) 場所（予定）

京田辺市役所305会議室

#### 11-(3) 実施方法

① 出席者は5名までとします。本業務配置予定の総括責任者となる方は必ず出席してください。なお、出席者5名に含まれるものとします。

② プrezentationの発表者は自由としますが、できる限り質疑応答も含めて総括責任者が行ってください。

③ 説明時間は、1グループ20分以内とします。20分を経過した時点での発表の途中でも終了とし、質疑応答に入ります。

なお、質疑応答時間は10分程度です。

④ プロジェクター及びスクリーンを会場に設置した状態としますので、その他、必要な備品は応募者で用意の上、開始時間までに設定を行ってください。プロジェクターの適応端子等に関する詳細な情報は、実施時間と併せて通知します。

⑤ プrezentation当日に連絡なく欠席又は開始時間を15分以上遅延した場合は辞退とみなします。

ただし、公共交通機関の遅れが原因で、連絡が出来ない状況によりやむ

を得ず遅延となった場合は、その事実が確認された場合に限り、審査委員会の決定により再度日時を設定するものとします。

- ⑥ 上記に該当しない事項については、すべて審査委員会の決定によるものとします。

## 12 審査基準及び優先交渉権者の選定

### 12-(1) 審査

- ① 庁内に設置する審査委員会が、別表2「審査基準表」に基づいて、企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に審査します。

#### ② 審査委員会

本業務における審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は、以下のとおりです。

ア 副市長

イ 教育長

ウ 企画政策部長

エ 総務部長

オ こども未来部長

カ 経済環境部長

キ 教育部長

ク 教育指導監

- ③ 審査基準については、公表している内容以外はお答えできません。

- ④ 総合的な評価により、全審査委員の合計点数を合計した総合計点数の最も高い応募者を優先交渉権者に選定します。

- ⑤ 応募者が1者のみの場合もプレゼンテーション審査は実施し、業務を遂行する能力があると評価した場合は優先交渉権者として選定します。

- ⑥ 評価点が第1位となった者が2者以上いる場合は、審査委員会の決により最終順位を決定します。

- ⑦ 総合計点数が総配点（満点）の6割に満たない応募者は選定対象から除外します。

- ⑧ 前各号を含め審査に関する事項は、別に定める審査要領に従うものとします。

### 12-(2) 審査結果の通知及び公表

- ① 審査の結果は、メール及び文書にて通知するものとします。

- ② 審査結果に対して異議申し立てはできません。

- ③ 審査終了後、最終結果のみ市ホームページで公表します。その際は、上位2者は事業者名及び最終評価点を公表し、第3位以下の応募者については最終評価点のみ公表します。
- ④ 審査結果、内容に関する問い合わせには一切お答えできません。

## 13 失格事由

以下のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 期限までに必要書類が提出されない場合
- ② 提出書類、プレゼンテーションの内容に虚偽があると確認された場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本実施要領に違反すると認められる場合（「5-(3) 応募者の資格」を満たさなくなった場合を含む。）
- ⑤ その他、本審査に関し不誠実と審査委員会が認めた場合

## 14 契約

### 14-(1) 協議と契約の締結

- ① 市は、審査の結果を経て、優先交渉権者に選定された応募者と提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基本として契約の締結に向けた協議を行うものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更及び削除する場合があります。また、これにより、提案上限額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがあります。
- ② ①による協議成立後、市と優先交渉権者との間で確定した契約内容で再度見積微取を行い、提案上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとします。なお、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積微取は行わず、当初の提案価格をもって随意契約を締結します。
- ③ 協議が整わない場合、又は協議の中で「13 失格事由」に該当すると判断された場合は協議を中止し、第2位の応募者と協議を行います。

### 14-(2) 契約条項等

委託金額、LED照明設備の設置期限、代金の支払い方法等のほか、契約に関する条項等は京田辺市が定める各契約書類に記載のほか、京田辺市契約規則（平成16年規則第8号）及び京田辺市会計規則（平成6年規則第24号）の定めるところによります。

## 15 法令順守等

### 15-(1) プロポーザルの公正確保

- ① 応募者は本プロポーザル参加に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。
- ② 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、自らの意思により企画提案書等を作成、提出してください。
- ③ 応募者は、市の結果公表がされるまで他の応募者を誣惑し、情報の開示を行ってはなりません。
- ④ 応募者が単独、若しくは複数で意図的に不適切な行動、又は協議を行った場合、公正なプロポーザルの執行ができないと判断し、その行動等を行った応募者の参加を認めず、又はプロポーザルの延期、若しくはプロポーザルを中止します。

### 15-(2) 関係法令の遵守

応募者は「15-(1)」のほか、関係法令を遵守し、本プロポーザルに参加してください。

## 16 本市と事業者との責任分担

### 16-(1) 基本的な考え方

- ① 提案が達成できることによる損失は、原則として事業者の負担となります。ただし、天災や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うものとします。

#### ② 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別表3「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で参加表明及び企画提案を行ってください。

#### ③ 事業の継続が困難となった場合における措置

事業の継続が困難となった場合における措置は、契約書において定めるものとします。

## 17 その他

- 17-(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨の単位は円とします。
- 17-(2) 優先交渉権者に選定された後でも、業務契約締結までの間に「5-(3) 応募者の資格」を満たさなくなった場合、その時点で協議を中止するとともに契約の締結は困難と判断し、第2位の応募者と契約の締結に向けた協議を行います。
- 17-(3) 優先交渉権者との協議が成立し、契約締結を行った後でも「13 失格事由」に該当すると認められた場合、契約解除を前提とし、第2位の応募者と事業継続及び契約に向けた協議を行います。
- 17-(4) 上記(3)が要因で必要となった費用の一切を、要因となった優先交渉権者又は受注者が負担するものとします。
- 17-(5) 本プロポーザルは京田辺市立学校施設等LED化ESCO事業委託の候補事業者を選定するために、令和7年度一般会計補正予算（第7号）及び令和8年度京田辺市一般会計当初予算の成立を前提とした事前準備行為として実施するものです。そのため、当該予算が成立しなかった場合又は本事業の執行が不可能な程度まで本事業に係る予算が減額された場合には、本プロポーザルに係る契約の締結は行いません。この場合であっても、市はそれに伴って生じるいかなる費用も保証しないため、参加に当っては十分留意してください。

## 18 事務局

京田辺市教育委員会事務局学校教育課《市役所3階》

- (所在地) 〒610-0393 京都府京田辺市田辺80  
(電話) 0774-64-1392 (直通)  
(メール) gakko@city.kyotanabe.lg.jp

別表1 対象施設

○市立小中学校（12校）

施設名称	住所
大住小学校	京田辺市大住池平 88 番地
田辺小学校	京田辺市田辺鳥本 102 番地
草内小学校	京田辺市草内南垣内 53 番地
三山木小学校	京田辺市宮津宮ノ下 4 番地の 3
普賢寺小学校	京田辺市水取門田 6 番地の 1
田辺東小学校	京田辺市東西ノ口 60 番地の 2
松井ヶ丘小学校	京田辺市大住上西野 18 番地の 2
薪小学校	京田辺市薪堀切谷 1 番地
桃園小学校	京田辺市大住仲ノ谷 12 番地の 1
田辺中学校	京田辺市興戸北鉢立 21 番地
大住中学校	京田辺市大住池平 2 番地
培良中学校	京田辺市東七反割 3 番地

○市立幼稚園・保育所・こども園（5園所）

施設名称	住所
草内幼稚園	京田辺市草内南垣内 57 番地の 1
三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内 4 番地の 1
薪幼稚園	京田辺市薪大欠 51 番地
三山木保育所	京田辺市三山木中央 5 丁目 4 番地 1
河原こども園	京田辺市河原神谷 69 番地

別表2 審査基準表

審査項目		配点	審査書類
事業実施体制	提案内容に関する説明や質問に対する回答が明確であり、応募者の意欲が感じられたか。	10	
	ESCO事業又は照明設備LED化事業の実績 ESCO事業：1件当たり5点 照明設備LED化事業：1件当たり2点	10	
	市内事業者の活用方針は十分なものであるか。	10	
環境	照明の照度は仕様書で求める基準を満たしているか。 設置場所の変更や減灯などの工夫はあるか。	10	
	対象施設全体の電気使用量に対する削減割合 削減割合の最大値を20点 その他の提案者は、当該提案者削減割合／上記最大値（削減割合）×20で算出（小数点第1位を四捨五入） ※1者の場合は15点	20	
施工	安全管理や緊急時等の対応について、具体的で学校・園運営に支障をきたさない提案となっているか	10	
技術	独自のノウハウや効果が期待できる追加サービスの提案があるか。	10	
経済性	価格提案額 最低額を20点 その他の提案者は、上記最低額／当該応募者提案額×20で算出（小数点第1位を四捨五入） ※1者の場合は15点	20	
合計		100	

※ 特に記載がない限り、審査項目ごとに各審査委員が採点する。

別表3 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領記載事項の重大な誤り	<input type="radio"/>	
	第三者損害賠償	調査・工事等における第三者への損害賠償		<input type="radio"/>
	効果保証の未達	提案が達成できない場合		<input type="radio"/>
	安全性の確保	設計・工事等における安全性の確保		<input type="radio"/>
	環境の保全	設計・工事等における環境の保全		<input type="radio"/>
	保険	各施設の設計・工事等に係る保険		<input type="radio"/>
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの	<input type="radio"/>	
		事業者の事業放棄、破綻等によるもの		<input type="radio"/>
	税の新設・変更	消費税の変更に関するもの	<input type="radio"/>	
		消費税以外の税に関するもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	<input type="radio"/>	
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		<input type="radio"/>
	資金の調達	必要な資金の確保		<input type="radio"/>
		予定した補助金等が確保できない場合	<input type="radio"/>	
	許認可の取得等	各種法令に基づく必要な許可申請手続		<input type="radio"/>
工事段階	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	<input type="radio"/>	
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		<input type="radio"/>
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による引渡しの遅延		<input type="radio"/>
	工事費増大	本市の指示・承諾によるもの	<input type="radio"/>	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		<input type="radio"/>
	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		<input type="radio"/>
	施設損傷	L E D設備に起因する施設の損傷・障害		<input type="radio"/>
	一時的損害	引渡し前に目的物等に関して生じた損害		<input type="radio"/>

支 払 関 連	支払遅延等	本市の責による支払の遅延・不能	<input type="radio"/>	
		請求の遅延、不履行等事業者の責により支払が遅延する場合		<input type="radio"/>
	金利の変動	市中金利の変動		<input type="radio"/>
保 証	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		<input type="radio"/>
		仕様不適合による各施設・設備への損害、各施設の運営・業務への障害		<input type="radio"/>

※本市と事業者の双方に○が入っている項目は、協議によりリスク負担割合を決定する。